

秋田公立美術大学および附属高等学院  
自家用電気工作物保安管理業務委託仕様書

- 1 履行場所 秋田市新屋大川町12番3号  
秋田公立美術大学および附属高等学院
- 2 履行期間 令和5年4月1日から令和8年3月31日まで
- 3 電気工作物の概要
  - (1) 需要設備
    - ア 設備容量 2,200kVA（うち附属高等学院250kVA）
    - イ 受電電圧 6,600V
- 4 業務委託内容
  - (1) 定例業務
    - ア 対象とする自家用電気工作物（以下「電気工作物」という。）の維持および運用について、日常巡視等の結果を問診により確認のうえ、保安規程に定める定期的な巡視、点検および測定・試験（その細目は受託者が別に定める「点検指針」（以下「点検指針」という。）のとおり。）を行い、経済産業省令で定める技術基準（以下「技術基準」という。）に適合しない場合又は適合しないおそれがある場合は、とるべき措置について指示又は助言すること。
    - イ 電気事故その他電気工作物に異常が発生し、又は発生するおそれがある連絡を受けた場合において、現状を確認し、送電停止等必要な応急措置を指示するとともに、事故原因の究明に協力し、再発させないためのとるべき措置を指示又は助言し、必要に応じて臨時点検を行い、電気事業法（昭和39年法律第170号）第106条の規定に基づく電気関係報告規則に定める電気事故報告書の作成および手続きの指示を行うこと。
    - ウ 電気事業法第107条に規定する立入検査の立会いを行うこと。
    - エ 定期的に行う点検は別表のとおりとし、頻度は次のとおりとする。
      - (ア) 月次点検 需要設備 隔月1回 ※
      - (イ) 年次点検 1年1回
      - (ウ) 臨時点検 必要の都度

※4(7)アに規定される「低圧絶縁監視装置」を設置することによって、原則毎月1回の点検を隔月1回に延伸する。
  - (2) 定例外業務
    - ア 電気工作物の工事、維持および運用に関する経済産業大臣への届出書類等の作成ならびに手続きの助言を行うこと。
    - イ 電気工作物の設置、改造等の工事について、委託者から通知を受けて、保安

規程および点検指針に定めるところにより、工事期間中の巡視および点検を行い、必要に応じそのとるべき措置を指示又は助言すること。なお、工事期間中の巡視および点検の頻度は毎週1回以上とする。

ウ 電気工作物に関する工事が完成した場合には、保安規程および点検指針に定めるところにより、竣工検査を行い、必要に応じそのとるべき措置について指示又は助言すること。

### (3) その他業務

ア 保安管理業務のうち、次のいずれかに該当する電気工作物については、委託者は、巡視、点検、測定および試験を委託者又は委託者の従業者、電気工事業者、機器製造業者等必要な専門の知識および技術を有する者に行わせるものとする。これに関し、委託者は実施について受託者に連絡するものとし、受託者はその記録を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

(ア) 取扱いが法令による電気主任技術者以外の特定の資格を要する消防用設備、ボイラー、昇降機および昇降路内の設備等

(イ) 取扱いが特殊性のため専門技術を要する医療用機器、オートメーション化された工作機械群等

(ウ) 高所にある配線、機器等および稼働中の工作機械等の付近の配線、機器等で、点検を実施することが危険を伴う場合

(エ) 点検時に著しい危険が伴う有毒ガス発生箇所、酸素欠乏危険箇所、放射線管理区域等に設置された機器等

(オ) 業務上の都合等委託者の事由（情報管理、衛生管理、機密管理）で、受託者が立ち入りできない金庫室、新生児室等に設置された機器等

(カ) 事業場外で使用されている可搬型機器

(キ) 発電設備のうち、電気設備以外の部分

イ 保安管理業務のうち、次の例示のような場所にあつては、漏れ電流測定等により点検を実施するものとする。ただし、漏れ電流測定等による点検の結果、電気工作物に危険が予想される場合にあつては、委託者は受託者が直接目視点検等の必要な点検を可能とする手段を講じるものとする。また、この場合において委託者が第三者に点検を依頼する場合は、これを受託者に連絡するものとし、受託者はその記録を確認し、委託者に対し必要な助言を行うものとする。

(ア) 構造上内部点検ができない密閉型防爆構造の機器および密閉場所等

(イ) 壁の中、閉鎖された天井裏、固定ボルト等で固定された機器の内部等の隠ぺい場所に設置された配線および機器等

### (4) 保安業務担当者、申請、届出等

ア 受託者は電気工作物の保安管理業務を担当する保安業務担当者および当該保安業務担当者が必要に応じ指示して保安管理業務の一部を実施させる保安業務従事者（以下「保安業務担当者等」という。）の氏名および生年月日ならびに主任技術者免状の種類および番号を書面をもって委託者に知らせるとともに、

委託者は面接又は写真確認等により本人の確認を行うこととする。

イ 保安業務担当者等は、保安管理業務に従事する資格を有する証を常に携帯して、委託者に対し身分を明らかにするものとし、委託者は、受託者が通知した保安業務担当者等本人であることを確認するものとする。

ウ 保安業務担当者等は、必要に応じ補助者を同行し、保安管理業務の実施を補助させることができるものとする。

エ 受託者は、本業務の実施にあたり必要な国等の関係機関への申請および届出事務を委託者に代わり行うものとする。

#### (5) 連絡責任者等

ア 委託者は、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安のため必要な事項を受託者に連絡する責任者（以下「連絡責任者」という。）を定めて、その氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

イ 委託者は、連絡責任者に事故がある場合は、その業務を代行させるための代務者（以下「代務者」という。）を定め、直ちにその氏名、連絡方法等を受託者に通知するものとする。

ウ 委託者は、前2号に変更が生じた場合は、直ちに受託者に通知するものとする。

エ 委託者は、連絡責任者又はその代務者を、受託者の行う保安管理業務に原則として立ち合わせるものとする。

オ 委託者は、需要設備の設備容量が6,000kVA以上の場合は、連絡責任者として第1種電気工事士又はそれと同等以上の資格を有するものをあてるものとする。

#### (6) 責務

ア 委託者は、保安規程に定めるとおり、電気工作物の工事、維持および運用に関する保安を確保するため、技術基準に適合しない事項に関して、受託者がそのとるべき措置について指示又は助言した事項については、速やかに必要な措置をとるものとする。

イ 委託者は、連絡責任者等に保安のための巡視を行わせ、その結果について必要に応じ受託者に連絡するものとする。

ウ 委託者は、電気工作物の所在地およびその周辺で、有毒ガスの発生、酸素濃度の低下、ガス爆発、落盤、出水等、又はそのおそれが生じた場合には、受託者に速やかにその旨を通知するものとする。

エ 委託者は、受託者が行う点検、測定および試験の業務に関する計画の策定および実施について協力するものとする。

オ 委託者は、保安管理業務の結果について、保安業務担当者等から報告を受け、その実施者および点検結果を確認し保存するものとする。

#### (7) 低圧絶縁監視装置の設置および運用

ア 受託者は、委託者の事業場構内に低圧電路の絶縁状態を監視し自動で通報す

る装置（自動通報方式）および付帯装置（以下「低圧絶縁監視装置」という。）を設置するものとする。

イ 委託者は、低圧絶縁監視装置を設置する場所を提供するものとし、設置した低圧絶縁監視装置は受託者に無断で移設、取外しおよび修理等を行わないものとする。

ウ 受託者は、低圧絶縁監視装置の所有権を有し、その設置工事に要する費用を原則として負担するものとする。

エ 受託者は、低圧絶縁監視装置が常に正常に稼働するようにメンテナンスを行うものとする。

オ 受託者は、低圧絶縁監視装置の警報を通信回線により、受託者の事業所で自動受信するものとし、その受信記録を3年間保存するものとする。

カ 受託者は、前オの通信のために、委託者の電話回線を利用することができるものとし、この場合の通信料は受託者が負担するものとする。

#### (8) 警報発生時の応動体制

ア 委託者は、受託者が休日夜間等に低圧絶縁監視装置からの警報を受信した場合の委託者の連絡先を、あらかじめ受託者に通知するものとし、連絡先を変更した場合も同様とする。

イ 受託者が低圧絶縁監視装置からの警報を自動受信した場合の応動は、「低圧絶縁監視装置および警報発生時の応動に関する説明書」によるものとする。

#### (9) 低圧絶縁監視装置の撤去

ア 受託者は、低圧絶縁監視装置の運用を取りやめる場合もしくは契約が消滅、解除または失効した場合は、低圧絶縁監視装置を取り外すものとする。

イ 委託者は、低圧絶縁監視装置の取り外しに必要な停電について協力するものとする。

ウ 委託者と受託者の協議の結果、低圧絶縁監視装置の一部を取り外さない場合にあっては、その所有権を委託者に帰属するものとする。

#### (10) 委託業務に関する費用負担

ア 受託者の保守管理の不備による修理又は部品の交換を行った場合の費用は、受託者の負担とする。

イ 保守管理に必要とする機材は、原則として受託者の負担とする。

ウ 設備の老朽化による維持・更新費用は、委託者の負担とする。

エ 天災又は受託者の責に帰することのできない事由により損害が生じた場合の復旧費用は委託者の負担とする。

## 5 報告義務

作業終了後、作業の状況を書面により速やかに報告するものとする。また、報告書の様式は、委託者の指示がない箇所は、受託者の様式とする。

## 別表 自家用電気工作物の点検仕様書

対象設備		月次点検 周期：隔月	年次点検 周期：毎年	測定・試験	
				項目	周期
引込設備	区分開閉器	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 標識、保護柵の状況 ヘッド、接続函、分岐函等 接続部の過熱、損傷、腐食 布設部の無断掘削	電柱、腕木、碍子、支線、支柱、保護網などの損傷、腐食  ケーブル腐食、亀裂、損傷  その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
	引込線			接地抵抗測定	毎年
	支持物			保護継電器の動作特性試験	毎年
	ケーブル等				
受電設備	断路器	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態 受と刃の過熱、変色、汚損、異物付着 外部の損傷、碍子、油漏れ、汚損、振動、音響、温度、ふくらみ、取付け状態 ヒューズの異常、その他の必要事項 計器の指示、異常、表示灯の異常、操作、切替開閉器などの異常その他必要事項	受と刃の接触、ゆるみ、荒れ具合 振止め装置の機能  操作具合、機構点検、付属装置の状態  油量、油の汚れ、必要によりその特性調査  外部の損傷、亀裂、ゆるみ、汚損、コンパウンドの異常の有無  裏面配線の塵埃、汚損、ゆるみ、断線の有無  碍子類、支持物の腐食、損傷、変形、ゆるみの有無  その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定	毎年
	電力用ヒューズ			接地抵抗測定	毎年
	遮断器			保護継電器の動作特性試験	毎年
	高圧負荷開閉器			保護継電器と遮断器の連動試験	毎年
	変圧器			電圧、負荷電流測定	隔月
	コンデンサ及びリアクトル			B種接地線の漏れ電流測定	隔月
	避雷器				
	計器用変成器				
受配電盤	断路器	受電設備に同じ	受電設備に同じ	受電設備に同じ	毎年
	遮断器				
接地工事	開閉器類				
	配電用変圧器				
接地工事	電線及び支持物	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離の適否 機械器具、配線の取付け状態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取付け状態	腐食、断線、外れ、ゆるみの有無  その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	ケーブル等				

項目 対象設備		月次点検 周期：隔月	年次点検 周期：毎年	測定試験	
				項目	周期
構 造 物	受電室建物	異音、異臭、損傷 汚損等の有無 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取 付け状態 損傷、変形、腐食、雨漏り、 雨雪侵入 小動物侵入口の有無、据付 状態	消火設備の状態、標識、表 示の状態  その他、月次点検に準ずる	接地抵抗測定	毎年
	キュービクル式 受・変電設備の金属 製外箱等				
	配電設備				
負 荷 設 備	配線	異音、異臭、損傷、不点 汚損等の有無 電線と他物との離隔距離 の適否 機械器具、配線の取付け状 態及び過熱の有無 接地線等の保安装置の取 付け状態 開閉器等の湿気、塵埃等の 有無	各部の変形、損傷、加熱物 との離隔状況  開閉器、器具の接続状態  その他、月次点検に準ずる	絶縁抵抗測定  接地抵抗測定	毎年  毎年
	配線器具				
	低圧機器等				
P C B	変圧器 電力用コンデンサ 計器用変成器 リアクトル 放電コイル 電圧調整器 整流器 開閉器 遮断器 中性点抵抗器 避雷器 OFケーブル		高濃度 PCB（ポリ塩化ビ フェニル）含有電気工作 物の確認		毎年